

令和8年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）〔秋期募集型〕試験案内



令和8年9月9日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826
愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

- ◆ 受付期間（エントリーシート入力フォーム登録期間）
9月9日（水）午前8時30分～9月24日（木）午後5時15分

- ◆ 基礎能力検査（SCOA-A）受検期間
10月3日（土）～10月13日（火）
全国47都道府県にあるテストセンターで受検できます。



愛媛県職員採用情報
サイトはこちら

受験申込みは、インターネットにより、愛媛県職員採用情報サイトの「愛媛県採用試験受験等申込システム」から受け付けます。

※ 令和8年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔通常型〕試験若しくは〔早期募集型〕試験又は令和8年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）〔春期募集型〕試験に申込みをした方も、この試験に申し込むことができます。

※ この試験と令和8年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔秋期募集型〕試験との併願はできません。また、この試験の申込後、エントリーシートを登録しなかった場合においても、併願不可の試験への申込みはできません。

【この試験の特長】

民間企業等で培った柔軟な発想や行動力、先進的・専門的なノウハウなどを愛媛県職員として活かすことができる方を広く募集します。

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代（いわゆる就職氷河期世代）の方々も、様々な経験や意欲・能力を県行政に活かしていただけるよう、受験資格年齢の上限を「48歳未満」（令和8年4月1日現在）としています。

- 民間企業等で5年以上の職歴を有する方が対象です。
総合土木（UIJターン枠）は県外に本社を置く民間企業等での職務経験が必要です。

- 特定資格等に対する加点制度があります。（事務職のみ）
県政重要施策の推進に有用な人材の採用を進めるため、特定資格等加点制度（語学・情報系資格）を設けています。詳細は、別表2「特定資格等加点の申請について」を確認してください。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	4人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木 (UIJターン枠)	5人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。

林業	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	若干名	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	若干名	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
保健師	若干名	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。

※ 採用後は上記に係る技術的職務に即戦力として従事することとなるため、当該試験区分に係る専門的知識・技術や職務経験を有する人材を求めています。別表1「技術職の職務に必要な知識・技術分野の例」を参考として、受験する試験区分を選択してください。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和53年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者（保健師を除く。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 民間企業等（総合土木（UIJターン枠）にあっては、愛媛県外に本社を置く民間企業等）における職務経験を5年以上（令和8年9月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、団体職員、公務員等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 除算期間（休暇・休業・退職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。））は、職務経験に通算することができません。

オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

カ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

- (5) 福祉及び保健師については、次に該当する者

試験区分	受験資格
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者 ※ 社会福祉士の資格を有する者は、「児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者」に該当します。
保健師	保健師の免許を有する者

※ この試験と令和8年度愛媛県職員採用候補者（上級）[秋期募集型]試験との併願はできません。また、この試験の申込後、エントリーシートを登録しなかった場合においても、併願不可の試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 事務職

区 分	試 験 日		試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	第1段階選抜	エントリーシート	—	11月中旬 ※合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考
		特定資格等加点			別表2「特定資格等加点の申請について」を参照
		基礎能力検査（SCOA-A）	全国47都道府県にあるテストセンターのうち受検者が選択する会場		基礎能力検査の受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、10月2日（金）午後5時15分までにお知らせします。
第2次試験		プレゼンテーション試験（オンライン面接）	自宅等のオンライン環境の整備された場所	12月中旬	第1段階選抜通過者を対象に実施します。詳細は、10月30日（金）午後5時15分までに第1段階選抜通過者に通知します。
		個別面接	松山市内の会場で実施予定		詳細は、第1次試験合格者に通知します。
		適性検査	自宅等のオンライン環境の整備された場所		

(2) 技術職

区 分	試 験 日		試験会場	合格発表	備 考
第1次試験		エントリーシート	—	11月中旬 ※合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考
		基礎能力検査（SCOA-A）			基礎能力検査の受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、10月2日（金）午後5時15分までにお知らせします。
第2次試験		個別面接	松山市内の会場で実施予定	12月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
		適性検査	自宅等のオンライン環境の整備された場所		

(3) 事務職・技術職共通

基礎能力検査（SCOA-A）（以下「SCOA」という。）は、試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールが届いたら、速やかに受検日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA受検時の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 事務職

区 分	試験・検査種目等	配点	試験・検査種目等の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	30点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	特定資格等加点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表2「特定資格等加点の申請について」を参照）。
	基礎能力検査（SCOA-A）	—	職務遂行に必要な基礎能力について、検査を行います。
第2次試験	プレゼンテーション試験（オンライン面接）	80点	エントリーシートの内容を踏まえたオンライン個別面接を行います。
	個別面接	240点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 技術職

区 分	試験・検査種目等	配点	試験・検査種目等の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	基礎能力検査（SCOA-A）	—	職務遂行に必要な基礎能力について、検査を行います。
第2次試験	個別面接	240点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(3) 事務職・技術職共通

ア エントリーシートは、受験申込完了後、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）のマイページに表示される「エントリーシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。受付期間内にエントリーシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目の受験を認めません。

なお、事務職のエントリーシートの登録は、フォームの入力に加えプレゼンテーション資料（PDF形式・A4サイズ1ページ）の提出をもって完了します。プレゼンテーション資料がPDF以外のファイル形式で提出された場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）や、規格のサイズ及び枚数を超過している場合は、エントリーシートの採点を行わず、第1段階選抜不通過とします。

イ 受験資格を満たさないことが判明した場合並びに受験申込時に登録した職務経験、エントリーシート及び事務職の特定資格等加点の申請に係る登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

ウ SCOAの受検が、受検期間中に完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目の受験を認めません。この場合において、エントリーシートの採点は行いません。

なお、SCOAが一定の基準に達しない場合は、エントリーシートの採点を行わず、第1段階選抜不通過とします。

エ 合格者決定方法について

- (ア) 事務職の第1次試験における第1段階選抜通過者は、エントリーシートによる書類選考及び特定資格等加点の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1段階選抜の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず通過できません。
- (イ) 第1次試験合格者は、事務職にあつてはエントリーシートによる書類選考、特定資格等加点及びプレゼンテーション試験（オンライン面接）の合計得点、技術職にあつてはエントリーシートによる書類選考の得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点又は得点にかかわらず不合格となります。
- (ウ) 最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験・検査種目について、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和8年9月9日（水）午前8時30分から9月24日（木）午後5時15分まで

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手續に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（(089) 912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号及びSCOA受検IDの通知並びに受験票の交付

- (1) この試験の受験番号及びSCOAの受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAについては受信確認後速やかに受検日時・会場の予約を行うとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。

なお、10月2日（金）午後5時15分を過ぎても電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験合格者には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、**受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。**

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和9年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用者は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者等）が決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

- (3) **名簿に記載された者のうち、受験資格を満たしていなかったことが判明した者並びに受験申込時に登録した職務経験、エントリーシート及び事務職の特定資格等加点の申請に係る登録内容に虚偽又は不正があると認めた者は、採用されません。**

- (4) **最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。**

- (5) 令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第4条の規定により、児童等に接する業務の従事者については、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、児童等に接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、配置先によっては、犯罪事実確認を行うことがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、児童等に接する業務に従事することができません。

なお、福祉については、採用までの間に犯罪事実確認を行い、この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがあります。

※ 「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

- (6) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額284,000円程度です（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）。

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

- ※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手 460 円（簡易書留相当分）を貼ってください。
- ※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください（試験成績開示請求書は採用サイトからも、ダウンロードできます。）。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前 8 時 30 分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5 時 15 分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

(1) 事務職

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第 1 次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 1 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	郵送又は口頭 に よ り 開 示 を 請 求
第 1 次 試 験 合 格 者	第 1 次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の得点及び順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 2 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	

※ 第 1 次試験不合格者のうち第 1 段階選抜不通過者は、第 1 次試験の合計得点及び順位は付されません。

※ 第 1 次試験合格者のうち第 2 次試験を受験しなかった者は、第 2 次試験の得点及び順位は付されません。

(2) 技術職

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第 1 次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 1 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	郵送又は口頭 に よ り 開 示 を 請 求
第 1 次 試 験 合 格 者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の得点及び順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 2 次 試 験 合格発表の日 から 1 月 間	

※ 第 1 次試験合格者のうち第 2 次試験を受験しなかった者は、第 2 次試験の得点及び順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

変更がある場合は、システム及び登録されたメールアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 1 技術職の職務に必要な知識・技術分野の例

試験区分	知 識 ・ 技 術 分 野
総 合 土 木	土質、水理、構造、河川、砂防、港湾、海岸、道路、ため池、かんがい、ほ場整備など
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般など
林 業	森林政策・森林経営、森林生態、森林保護、林業工学、林産一般、砂防工学など
電 気 ・ 電 子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学など
化 学	物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学など
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査など
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論など

別表2 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については令和3年4月1日から申込日まで取得したものに限り、）について、基準を満たした者に加点します。

なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出				
語学	英語	TOEIC Listening & Reading Test (公開テスト)	600 以上	3 点加点
			730 以上	6 点加点
		TOEFL iBT テスト	65 以上	3 点加点
			85 以上	6 点加点
		IELTS	5.5 以上	3 点加点
		6.5 以上	6 点加点	
		実用英語技能検定	準1 級以上	6 点加点
	中国語	中国語検定試験	2 級以上	3 点加点
		中国語コミュニケーション能力検定	550 点以上	3 点加点
		漢語水平考試 (HSK)	筆記 5 級 180 点以上	3 点加点
			筆記 6 級 180 点以上	
口試 (高級) 60 点以上				
韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	4 級以上	3 点加点	
	ハングル能力検定試験	準2 級以上	3 点加点	
デジタル技術の活用加速化				
情報系資格	基本情報技術者			3 点加点
	応用情報技術者			6 点加点
	I T ストラテジスト			9 点加点
	システムアーキテクト			9 点加点
	プロジェクトマネージャ			9 点加点
	ネットワークスペシャリスト			9 点加点
	データベーススペシャリスト			9 点加点
	エンベデッドシステムスペシャリスト			9 点加点
	I T サービスマネージャ			9 点加点
	システム監査技術者			9 点加点
	情報処理安全確保支援士			9 点加点

2 証明書類

主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report 等）で、氏名、資格・試験等の名称及び語学資格については取得年月日が確認できるものに限り、

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録してください。電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

※ 氏名が結婚等により、証明書類記載の氏名から変わっている場合は、氏名の変更を確認できる公的機関が発行する書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録してください。

※ 特定資格等加点の申請に係る登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合
- (4) 受付期間内に証明書類（氏名の変更を確認できる公的機関が発行する書類を含む。）の写し（コピー）の電子ファイルの登録がない場合
- (5) 登録された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）